



IKO グループ サプライヤー CSR 調達ガイドライン

2026 年 8 月 第 2 版

日本トムソン株式会社

■ はじめに

企業の持続的な成長には法律遵守の責任はもちろん、社会の一員として企業活動を通じた社会的責任を果たす、いわゆる CSR（企業の社会的責任）に取り組むことが必要不可欠です。当社では、1998 年度より『企業の社会的責任として環境に配慮した企業活動を行い、環境負荷を低減し、豊かな地球環境の実現に貢献する』を基本理念としたグリーン調達の実施により、地球環境の保全を意識した企業活動を展開しておりますが、環境問題のみならず、人権・労働問題への配慮など、より広範に社会的責任を果たすべく、『IKO グループ サプライヤーCSR 調達ガイドライン』を策定いたしました。

また、事業プロセス全体に対する CSR への関心の高まりに応えるため、当社グループだけが CSR 活動を推進するだけでなく、サプライチェーン全体の CSR に配慮することも求められております。サプライチェーン全体が社会の要請に応えることで、相互の信頼を基に繁栄が実現できるものと考えております。

取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、貴社内で取り組んでいただくとともに、さらに皆様のお取引先へも同様のご理解と取り組みの要請をくださいますようお願いいたします。

■ 経営理念

社会に貢献する「技術開発型企業」

日本トムソンは、軸受および軸受関連機器などの重要機械要素の製造販売を通じてお客様に信頼され、必要とされる企業です。さらに存在感のあるグローバルカンパニーとして成長するため、技術と情熱のすべてを傾注してお客様が抱える問題を解決していく技術開発型企業を目指します。

■ 調達基本方針

- ・品質、コスト、納期遵守を重点項目とし、競争力のあるサプライヤーから、公平で最適な調達を行います。
- ・法令を遵守し、公正な取引を行います。
- ・地球環境に配慮した調達活動を行い、グリーン調達を推進します。
- ・企業活動において持続的に発展し、社会的責任を果たすサプライチェーンを構築します。

< 正しい調達活動の実践（調達倫理行動規範） >

当社グループは、サプライヤーの皆様とのより厳格な節度と倫理観に基づく公平かつ健全な関係を構築するため、物品・サービスの調達にあたっての行動規範を遵守します。

- ・会社が公式に定める行事および社会通念上許容されるものを除き、サプライヤーからの会食、ゴルフ、旅行等の接待は受けません。
- ・サプライヤーから社会通念を超える贈答品（中元・歳暮等）は受け取りません。
- ・サプライヤーから金銭（商品券等の金券を含む）は受け取りません。
- ・サプライヤーの未公開株の取得や、インサイダー情報をもとにした株式の取得等はいけません。
- ・その他、個人的な利益供与を受けると客観的に認められる行為は行いません。

■ CSR 調達の運営方針

- ・本ガイドラインの内容について、お取引先様にご理解とご協力をいただき、お取引先様と共にサプライチェーン全体で CSR 調達を推進していきます。
- ・お取引先様の状況を把握し、必要に応じて改善をお願いすることにより、CSR 調達の推進に努めます。(情報提供をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。)
- ・取引開始前には、本ガイドラインに基づいた状況確認を行い、CSR 活動に同意・ご協力していただけるかを確認します。
- ・お取引先様のサプライチェーンにおいても、本ガイドラインが推進される取り組みをお願いいたします。

目次

1. 人権・労働	5	(6) 通報者の保護	
(1) 強制的な労働の禁止		(7) 責任ある鉱物調達	
(2) 児童労働の禁止、若年者への配慮		(8) 地域貢献	
(3) 労働時間への配慮		(9) 反社会的勢力・団体との関係排除	
(4) 適切な賃金と福利厚生		(10) 適切な輸出入管理	
(5) 非人道的な扱いの禁止			
(6) 差別の禁止		5. 情報セキュリティ	8
(7) 結社の自由、団体交渉権		(1) サイバー攻撃に対する防御	
(8) 宗教的な伝統や慣習の尊重		(2) 個人情報とプライバシーの保護	
		(3) 機密情報の漏洩防止	
2. 安全衛生	6		
(1) 職場の安全・衛生			
(2) 緊急時の備え、事業継続計画（BCP）			
(3) 労働災害・業務上疾病			
(4) 身体的負荷がかかる作業			
(5) 従業員の健康管理			
(6) 施設の安全衛生			
(7) 安全衛生に関する連絡			
3. 環境	7		
(1) 環境に関する認可および報告			
(2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減			
(3) 大気への排出			
(4) 水の管理			
(5) 資源の有効活用と廃棄物管理			
(6) 化学物質の管理			
(7) 資材の制限			
(8) 環境配慮型製品			
4. 公正取引・倫理	7		
(1) 腐敗防止			
(2) 不適切な利益供与および受領の禁止			
(3) 適切な情報開示			
(4) 知的財産権の尊重			
(5) 公正なビジネスの遂行			

取引先の皆様に取り組んでいただきたい事項

社会からの期待や顧客の要求事項に応えるため、取引先の皆様と当社グループが認識を共有し、遵守していくべき事項を以下にまとめました。

1. 人権・労働

(1) 強制的な労働の禁止

- ・強制労働・債務労働・奴隷労働・非自発的かつ非人道的囚人労働を行わない。
- ・会社が提供した施設(従業員の寮や住居を含む)への出入りに不合理な制約を与えたり、施設内における従業員の移動の自由不合理な制約を課したりしてはならない。
- ・雇用プロセスの一環として、全ての従業員には、母国語または従業員が理解できる言語で、雇用条件を記載した書面による雇用契約書を提供しなければならない。
- ・事業を行う国の関係法令、関係規則、および契約上の合意に基づき、従業員を合法的に雇用する。雇用条件として、公的に発行された身分証明書、パスポート、労働許可証の引渡しを要求しない。
- ・全ての労働は自主的なものとし、従業員が自由に離職または雇用関係を終了できることを保証する。

(2) 児童労働の禁止、若年者への配慮

- ・児童に労働させることを禁じる。ここでいう『児童』とは、満 15 歳、もしくは事業を行う国・地域の法令による義務教育終了年齢または就労最低年齢のうち、いずれか最後に到達する年齢を超えていない者とする。
- ・18 歳未満の若年者に、健全な発達を損なうような夜勤・時間外・危険有害の業務に従事させない。

(3) 労働時間への配慮

- ・事業を行う国の法定労働時間を遵守し、残業時間を含めた上限時間の超過禁止、労働時間の短縮に努める。
- ・法令が定める休日や有給休暇を付与する。

(4) 適切な賃金と福利厚生

- ・最低賃金、超過勤務、法定給付を含む、事業を行う国の賃金および福利厚生に関する法令を遵守する。
- ・法的要件を超えて、従業員が適切な生活水準を確保できるような公正で市場競争力のある賃金と福利厚生の提供に努める。

(5) 非人道的な扱いの禁止

- ・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントを含む各種ハラスメント、身体的懲罰、精神的・身体的強要、暴言による虐待などの過酷で非人道的な扱いを行わない。

(6) 差別の禁止

- ・職場における嫌がらせや差別を行わない。
- ・賃金、昇進、報酬、教育、採用、雇用慣行などにおいて、人種、肌の色、年齢、性別（性的指向を含む）、妊娠、民族性、国籍、障がい、宗教、政治的志向、労働組合への加入・配偶者・軍役経験の有無などの要素による、応募者や従業員の一切の差別を排除する。

（７）結社の自由、団体交渉権

- ・事業を行う国の法令に従って自由に結社する権利、労働組合に加入する権利、団体交渉を行う権利を尊重する。
- ・従業員が報復、脅迫、嫌がらせの恐れを感じることなく、労働条件について、経営陣と対話することを保証する。

（８）宗教的な伝統や慣習の尊重

- ・操業する国や地域の伝統や慣習、従業員の宗教的な伝統や慣習を尊重し、一律の就労規則等により、それを妨げることをないよう配慮する。

２．安全衛生

（１）職場の安全・衛生

- ・機械装置類について、安全装置、インターロックおよび防護壁等の安全対策と共に、適切なメンテナンスを行う。
- ・従業員が業務において、直接、生物や化学物質に接する場合は安全衛生上の管理を行う。
- ・適切な技術・管理手段により、職場の安全対策を講じ管理する。また、従業員に適切な保護具を提供する。

（２）緊急時の備え、事業継続計画（BCP）

- ・人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、緊急時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時に適切な行動がとれるように教育・訓練を行う。
- ・事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定する。
- ・大規模災害や感染症拡大などの危機的状況下でも、供給責任を果たすために、適切な復旧計画と手順によって早期に事業活動を再開し、その影響を最小限に抑える。

（３）労働災害・業務上疾病

- ・労働災害や業務上疾病について、状況の把握を行い、必要な是正措置を行う。

（４）身体的負荷がかかる作業

- ・身体的負荷のかかる作業について、その状況を把握し、適切に管理する。また、従業員に対して、作業上適切な道具を提供する。

（５）従業員の健康管理

- ・全ての従業員に対して法令に定める健康診断等を行い、疾病の予防・早期発見を行えるよう健康管理を行う。

（６）施設の安全衛生

- ・従業員に清潔なトイレ施設、安全な飲料水、衛生的な食堂、安全で清潔な寮を提供する。

（７）安全衛生に関する連絡

- ・従業員の母国語または理解できる言語で、職場の安全衛生に関する教育・訓練を提供するとともに、情報を施設内に掲示する。

3. 環境

(1) 環境に関する認可および報告

- ・環境に関する法令を遵守し、当該法令に定められる環境に関する必要な認可の取得、登録、その内容の維持更新および必要な報告を行う。

(2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

- ・エネルギー消費量、温室効果ガス排出量について、自主的な削減目標を設定し、削減に努める。

(3) 大気への排出

- ・事業を展開する国・地域における揮発性有機化合物（VOC）、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼の副生成物などに関する法規制を遵守し、削減に向けた適切な対策を実施する。

(4) 水の管理

- ・水源・取水量・排水量を適切に管理し、水の効率的な使用と節約に努める。
- ・製造工程や排水処理工程において発生する污水や廃棄物は、放流・廃棄の前に適切な処理を実施する。

(5) 資源の有効活用と廃棄物管理

- ・リサイクル材の積極活用などにより、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最小限に抑える。
- ・廃棄物等においてリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）を推進し、サーキュラーエコノミー（循環型社会）の構築に努める。

(6) 化学物質の管理

- ・人体や環境に有害な影響を与える化学物質や廃棄物等を特定し、表示、取り扱い、移動、保存、使用、リサイクル、再利用、廃棄を適切に管理するとともに使用量の削減に努める。

(7) 資材の制限

- ・製品および製造過程における特定物質の使用の禁止・制限に関する法規制を遵守する。
- ・リサイクルおよび廃棄の表示に関する法規制を遵守する。

(8) 環境配慮型製品

- ・製品の企画・開発・設計の際は、そのライフサイクルにおける環境への影響を把握し、エネルギー効率、省資源、リサイクル性の向上に努める。

4. 公正取引・倫理

(1) 腐敗防止

- ・高潔な倫理観を維持し、ビジネス上の相互関係において汚職、恐喝、横領を行わない。

(2) 不適切な利益供与および受領の禁止

- ・賄賂等を目的とした贈答・接待の供与および受領を行わない。
- ・当社グループが掲げる「調達基本方針」内の＜正しい調達活動の実践（調達倫理行動規範）＞を理解し、当社関係者に対する接待、贈答品の提供、その他個人的な利益供与となる行為を行わない。
- ・社員と企業の利益が対立する状況において、企業の利益を損なう行為、および個人的な利益の享受を禁止する。

（３）適切な情報開示

- ・自社の事業活動、組織運営、財務状況、業績、ESG 情報、リスクおよびサプライチェーンについての情報を、関係法令ならびに慣例に従い、適切に開示する。

（４）知的財産の尊重

- ・自社のみならず、顧客やサプライヤーなどの第三者の知的財産を尊重し、技術やノウハウの移転や取り扱いは、適切な管理を実施し、知的財産を保護する。

（５）公正なビジネスの遂行

- ・公正な取引、公正な広告、ならびに公正な競争を行う。また、顧客情報を適切に管理する。
- ・取引によって知り得た機密情報については厳格に管理し、取引先の承諾なしに、外部には一切開示しない。

（６）通報者の保護

- ・人権、安全衛生、環境、倫理、その他法令・社内規程に違反する行為に関して、従業員が報告・相談・通報できる制度を整備する。
- ・通報内容の機密性、通報者の匿名性を保護し、通報者に対して不利益な取り扱いを一切行わない。

（７）責任ある鉱物調達

- ・コンゴ民主共和国とその隣接国（DRC 諸国）などの紛争地域および高リスク地域（以下、対象地域）において、武装勢力への支援、人権侵害、腐敗行為、環境破壊につながるリスクを有する鉱物の使用を防止することを重要な責任と認識する。
- ・対象地域における紛争鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金、コバルトなど）の使用を防止するため、サプライヤーと協力し責任ある鉱物調達を推進する。

（８）地域貢献

- ・社会と経済の発展の一助となるよう、地域貢献活動を推進する。
- ・特に、国外に事業展開している場合、その国の法令を遵守するだけでなく、その国の歴史、文化、および慣習を尊重し、その社会の発展に寄与する。

（９）反社会的勢力・団体との関係排除

- ・暴力団や総会屋等との関係を排除する。

（１０）適切な輸出入管理

- ・各国・地域の法令等で規制される技術や物品（部品・製品・技術・設備・ソフトウェアなど）の輸出に関して、明確な管理体制を整備して、適切な輸出手続きを行う。

５．情報セキュリティ

（１）サイバー攻撃に対する防御

- ・サイバー攻撃を含むコンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する。

（２）個人情報とプライバシーの保護

- ・サプライヤー、顧客、消費者、従業員などビジネスに携わる全ての者の個人情報、プライバシーについて、各国

の関連する法規制を遵守し、適切かつ合理的に管理・保護する。

- ・特定された利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の収集、保存、変更、転送、共有その他の処理を行う。

（３）機密情報の漏洩防止

- ・自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報(*)を、適切に管理・保護する。

(*)機密情報：機密である旨が合意されている文書（電磁的あるいは光学的に記録されたデータ情報を含む）などにより開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報のこと

■ 参考文献

- ・RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範

<https://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>

- ・JEITA（一般社団法人電子情報技術産業協会）責任ある企業行動ガイドライン

<https://www.jeita.or.jp/japanese/pickup/category/2020/200331.html>

- ・GCNJ（グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン）望ましい CSR 調達・持続可能な調達の在り方

https://www.ungcnj.org/common/frame/plugins/fileUD/download.php?type=contents_files&p=elements_file_7529.pdf&token=42761663f056e6c41383bf753511b6cc72829266&t=20260722175227

- ・OECD（経済協力開発機構）紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス（第三版仮訳）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100057444.pdf>

■ 改訂履歴

No.	年月	概要
1	2022 年 7 月	IKO グループ サプライヤーCSR 調達ガイドライン 初版制定
2	2026 年 8 月	第 2 版に改訂 「正しい調達活動の実践（調達倫理行動規範）」を追加 ・「2.(6) 施設の安全衛生」を追加 ・「2.(7) 安全衛生に関する連絡」を追加 ・「3.(3) 大気への排出」を追加 ・「3.(8) 環境配慮型製品」を追加 ・「4.(6) 通報者の保護」を追加 ・「4.(9) 反社会的勢力・団体との関係排除」を追加 ・「4.(10) 適切な輸出入管理」を追加 ・「5.情報セキュリティ」を追加